

西尾市デジタルクーポン「にしお得ーポン」取扱店舗

参加申込書

当事業所は誓約事項全てを遵守し「にしお得ーポン」取扱店として登録を申請します。
詳しい事業の内容は「参加店舗募集要項」を参照してください。

<店舗情報>

事業者名	西尾商工株式会社		
代表者職・氏名	代表取締役・西尾太郎		
住所	〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地		
店舗名（カナ）	ニシオショウテン		
店舗名	240商店		
店舗所在地	☐ 住所と同じ 〒445-0062 ※住所と異なる場合記入 西尾市丁田町五助18		
店舗 TEL	0563-65-2168		
業種	☒ 飲食店 ☐ 貴金属・時計・眼鏡 ☐ 飲食料品店 ☐ 電化製品 ☐ 衣料・靴・寝具・日用品 ☐ 書籍・事務用品 ☐ 理容・美容店 ☐ その他の小売店（ ） ☐ 薬局・化粧品店 ☐ その他のサービス業（ ）		
マニュアル等送付先 住所・店舗所在地 と異なる場合記入	☐ 住所へ送付 ☒ 店舗へ送付 〒		
本申込みに対する連絡先 担当者氏名	TEL	0563-65-2168	担当者 西尾 花子
メールアドレス	shoko@city.nishio.lg.jp		
ホームページ	URL: https://www.shoko.html		
Instagram	アカウントID : URL:		
営業時間	(例) 月～金 9:00～17:00 土日祝 9:00～19:00 (例2) 平日 昼：11:00～15:00 夜：18:00～21:00 月～金 8：30～17：15		
定休日	土曜日、日曜日、祝日		
備考欄 (営業時間・定休日の追記 がある場合は記入)	金曜日のみ9：00～16：00		

裏面へ

<振込口座>

金融機関	西尾 銀行・信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード	1234
		支店番号	567
口座番号	123456	支店名	ニシオシテン
			西尾支店
(フリガナ)	ニシオシロコカブ シキ イヤダ イヨトリマリヤク ニシオ タロウ	口座種別	普通 ・ 当座
口座名義	西尾商工株式会社 代表取締役 西尾 太郎		

※振込口座は事業者名または代表者名名義の口座を指定してください
ご登録を希望される銀行口座の情報がわかる画像として、以下のいずれかを添付して提出してください。

- ・通帳の該当ページのコピー（口座残高が写っていないもの）
- ・キャッシュカードの該当面のコピー
- ・インターネットバンキングへのログイン後の「口座情報がわかる画面」のキャプチャー画面（スクリーンショット）

添付箇所

※ ご記入いただきました情報は、本事業のみに利用いたします・

<誓約事項>

- ①西尾市デジタルクーポンの参加条件に該当します。
- ②市外でのクーポンの取扱いを受け付けません。
- ③商品の販売、又はサービスの提供なくクーポンの取扱いを行いません。
- ④クーポンの利用対象とならないものに対しては、クーポンの取扱いを受け付けません。
- ⑤クーポンの偽造・悪用・濫用をいたしません。
- ⑥クーポンの利用に関し、駐車場の混雑等が想定される場合は、適切な対策を講じ、交通事故・交通渋滞等が発生しないように努めます。
- ⑦原則、クーポンの利用可能期間内(令和7年8月1日(金)～最大9月29日(月))は参加店舗として事業に参加します。
- ⑧クーポン利用額の振込みは当事務局で把握している金額を振込むことに同意します。
- ⑨クーポンの利用に関し、苦情や紛争が生じ、店舗側の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑩クーポンの利用に関し、必ず店舗スタッフが対面で利用者のクーポン画面を確認します。
- ⑪参加申込時に提供いただいた店舗名、営業時間などの店舗情報を本事業の業務において公表することに同意します。
- ⑫クーポンの取扱いに関し、西尾市から改善要請等があった場合は、それに従います。
- ⑬風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う店舗ではありません。
- ⑭代表者及び従業員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
第2条第6号に規定する暴力団員、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者ではありません。

※上記に反した場合には参加資格を取り消すことがあります。
参加申請するにあたり、上記事項を遵守する方は、下記のチェックボックスにチェックしてください。

☒ はい

申請期限 令和7年7月16(水)
提出方法 商工振興課 持参 又は郵送
提出先 西尾市役所 商工振興課